

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第28号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年徳島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「第10条」を「第 9 条」に、「第11条」を「第10条」に改める。

第15条第 2 項第 5 号中「3,600円」を「3,900円」に改める。

第19条第 2 項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附則第 2 項中「第13条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条及び第19条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。